

# 確定申告の準備を始めましょう！①

～医療費控除を受けるには？～

## セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が始まります！

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とは、セルフメディケーション(自主服薬)を推進するため、医療用から転用された医薬品(スイッチOTC薬)を購入した場合に控除の対象となる制度です。

なおセルフメディケーション税制は従来の医療費控除との併用はできませんのでご注意ください。

### どのような制度？

- ◆対象となる医薬品を年間12,000円以上購入した場合に12,000円を超えた分について所得から控除できる制度です。(最高額88,000円まで)

### どのような医薬品が対象？

- ◆対象となる医薬品は厚生労働省のウェブサイトに記載される医薬品で、対象商品には右記のマークが表示されています。
- ◆対象となる商品を購入した領収書には、対象商品の横に★マークが表示されるなど判別できるようになります。対象商品分の金額を合計して申告してください。

### どのような方が対象？

健康増進を目的としているため、所得税や住民税を適切に納付している方で、以下の健診などのいずれかを受けている方が対象です。

- ①特定健康診査(メタボ検診)
- ②予防接種
- ③定期健康診断(会社の健診)
- ④健康診査
- ⑤がん検診

※申告の際には健診などを受けている証明書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

セルフメディケーション  
税 控除 対象

## よくあるご質問

### どのくらい税金が減額(還付)になるの？

#### 《所得税》

次の方法で計算した結果を目安にしてください。

$$\text{医療費控除の額} \times \text{所得税率 (5\sim45\%の間)} = \text{還付額 (目安額)}$$

※所得税率は課税される金額によって異なります。また医療費控除前の所得税額が目安額より少ない場合は、その所得税額以上の還付は発生しません。

#### 《町県民税》

次の方法で計算した結果を目安にしてください。

$$\text{医療費控除の額} \times 10\% \text{ を目安に減額されます}$$

※町県民税の場合は、還付ではなく翌年度分の町県民税から上記目安額を減額することになります。

### 人間ドックや健康診断は対象？

人間ドックや健康診断の費用は医療費控除の対象になりません。

ただし人間ドックや健康診断などで病気が発見されて引き続き治療を受けた場合は、人間ドックなどの費用も対象となります。

### おむつ代は対象？

傷病により6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けていて、おむつを使う必要があると認められた場合は対象となります。

医師が発行した「おむつ使用証明書」を一緒に提出いただくことが必要です。